## 主 文 本件控訴を棄却する。 理 中

弁護人三原道也の控訴趣意は末尾添付の書面記載のとおりである。 右に対する判断。

第一点 (訴訟手続上の法令違反)の (一) (司法警察員の作成にかかる実況見分書に関する証拠調の違法)について。

第一点の(二) (職権による証拠調の違法)について。

原裁判所が職権によって検証及び鑑定人Aの尋問をしたことは所論のとおりであるが、右は、検察官の請求による第一回の検証の結果に不十分であつたと思われる点が後日発見されるに至つたため、それを補充究明する目的でなされたものであって、特に当事者一方の利益のためのみに施行されたものでなく、むしろ当事者双方の利益のために、事の真相、すなわち被告人に過失があつたかなかつたかを判定する資料発見の意図のもとに遂行されたものであることは。記録上これを窺知するに十分であり、このような場合の職権による証拠調を目して違法であると断じ去るのは妥当でない。

第二、三点(証拠欠缺)について。

以上説明のとおりであつて、論旨はいずれも採用し難く、その他原判決を破棄すべき事由がないので、刑訴第三九六条により本件控訴を棄却すべきものとする。 以上の理由により主文のとおり判決する。

(裁判長判事 石橋鞆次郎 判事 柳原幸雄 判事 吉田信孝)